

1 令和6年度上半期 ランク別監視指導状況

ランク	業 種		対象施設数		のべ監視計画数		のべ監視数	
				内訳		内訳		内訳
A (年2回以上)	飲食店営業	①（一般食堂等）駅に隣接する大規模販売店内の施設 ②（弁当屋等）1日の提供食数が1,000食以上の施設 ③（旅館等）飲食店営業の許可を複数有する宿泊施設 ④衛生管理の継続的な指導を要する施設（過去2年以内に食中毒又は有症苦情が発生した施設、加熱不十分な肉料理を提供する施設等）	178	101	356	202	172	99
	製造業	①駅に隣接する大規模販売店内の施設 ②製造工場を有し、3件以上の製造業許可業種を取得する施設 ③衛生管理の継続的な指導を要する施設（過去2年以内に食中毒又は有症苦情が発生した施設等）		56		112		48
	販売業	①駅に隣接する大規模販売店内の施設 ②市場内の魚介類せり売り業・魚介類販売業許可施設 ③衛生管理の継続的な指導を要する施設（過去2年以内に食中毒又は有症苦情が発生した施設等）		18		36		25
	営業届	①衛生管理の継続的な指導を要する施設（過去2年以内に食中毒又は有症苦情が発生した施設等）		3		6		0
B (年1回以上)	飲食店営業	①（一般食堂等）加工又は調理をする生食用食肉提供施設 ②（弁当屋等）1日の提供食数300～999食、スーパー ③（旅館）市内催事（スポーツ大会）の際の宿泊施設 ④給食調理業者 ⑤衛生管理の指導を要する施設（不良食品の発生施設）	403	122	403	122	296	119
	製造業	①スーパー ②市場内の製造業 ③製造工場を有し、2件の製造業許可業種を有する施設 ④衛生管理の指導を要する施設（不良食品の発生施設）		142		142		80
	販売業	①スーパー ②市場内の販売業 ③衛生管理の指導を要する施設（不良食品の発生施設）		84		84		88
	営業届	①学校給食、共同調理場、病院 ②食品衛生監視票の交付を必要とする施設		55		55		9
C (3年に1回以上)	飲食店営業	①（一般食堂等）ふぐ営業施設 ②（弁当屋等）1日の提供食数100～299食の施設 ③（旅館）観光地内の宿泊施設	557	229	186	76	128	48
	製造業	①食肉処理業		22		7		3
	販売業			0		0		0
	営業届	①駅ビル及びデパート内の食品関連施設 ②Aランクと同施設内にある届出業種 ③保育所、社会福祉施設、社員寮他、きのこ販売所、診療所		306		102		77
D (許可更新時等 (概ね6年に1回以上))	飲食店営業	①A～Cランクに該当しないもの ②食品安全システム等の認証を得ている施設	7,584	4,375	1,264	729	1,069	731
	製造業	①A～Cランクに該当しないもの ②食品安全システム等の認証を得ている施設		778		130		152
	販売業	①A～Bランクに該当しないもの ②食品安全システム等の認証を得ている施設		354		59		29
	営業届	①A～Cランクに該当しないもの ②食品安全システム等の認証を得ている施設		2,077		346		157
合計			8,722		2,209		1,665	

2 令和6年度上半期 許可を要する食品関係営業施設数

(令和6年9月30日時点)

業 種		総数	営業許可施設数（新規）					営業許可施設数（継続）				
			4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	計	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	計
飲食店営業	飲食店・レストラン等	2,991	61	43			104	75	139			
	仕出し屋・弁当屋	362	4	7			11	11	26			
	旅館	177							5			
	その他	1,146	49	79			128	20	37			
小計	小計	4,676	114	129			243	106	207			313
	喫茶店営業 ※1	221										
	調理機能を有する自動販売機による営業	14										
	食肉販売業	183						2				2
魚介類販売業	魚介類販売業	187						1	4			5
	魚介類せり売り営業	2										
	集乳業											
	乳類販売業 ※2	213										
乳処理業	乳処理業	3						1				1
	乳酸菌飲料製造業 ※3											
	特別牛乳搾取処理業											
	食肉処理業	18										
食品の放射線照射業	食品の放射線照射業											
	菓子製造業	491	14	10			24	7	15			22
	あん類製造業 ※4	1										
	アイスクリーム類製造業	43										
乳製品製造業	乳製品製造業	6										
	清涼飲料水製造業	26		1								
	食肉製品製造業	10						1	1			2
	(新) 水産製品製造業	1										
魚肉ねり製品製造業 ※5	魚肉ねり製品製造業 ※5	1										
	冰雪製造業	2										
	冰雪販売業 ※6											
	(新) 液卵製造業											
食用油脂製造業	食用油脂製造業	4										
	マヨネーズ又はソフトマヨネーズ製造業 ※7											
	(新) みそ又はしょうゆ製造業	10							1			1
	みそ製造業 ※8	8										
醤油製造業 ※9	醤油製造業 ※9	3										
	酒類製造業	15	1	2					2			2
	豆腐製造業	15										
	納豆製造業	3										
(新) 麺類製造業	(新) 麺類製造業	75	1	1					2			2
	めん類製造業 ※10											
	そうざい製造業	143	3	3				1	2			3
	(新) 複合型そうざい製造業											
(新) 冷凍食品製造業	(新) 冷凍食品製造業	13										
	(新) 複合型冷凍食品製造業											
	食品の冷凍または冷蔵業 ※11	6										
	(新) 漬物製造業	40	9									
(新) 密封包装食品製造業	(新) 密封包装食品製造業	35	4						1			1
	ソース類製造業 ※12	2										
	缶詰または瓶詰食品製造業 ※13	19										
	(新) 食品の小分け業	7		1								
添加物製造業	添加物製造業	3						1				1
	小計	6,499	146	147				120	235			355
つけもの製造業	つけもの製造業											
	水産加工食品販売業											
	魚介類行商											
	小計											
総 数		6,499	146	147			293	120	235			355

【食品関係営業許可件数の計上方法について】

令和3年6月1日施行の食品衛生法の改正により、営業許可を取得する方法として「継続」の扱いはなくなり、「新規」のみになりましたが、新たに営業許可を取得した施設件数と区別するため、許可期限満了等に伴い、同一事業者が再度営業許可を取得した施設を「営業許可施設（継続）」として計上しています。また、営業許可業種の見直しも行われましたが、※1、3、4、5、6、8、9、10、11、12、13については許可期限満了までは新許可業種へ移行しない施設及び届出に移行した施設を含み、旧許可業種として計上しています。なお、条例許可分については、令和6年5月31日をもってすべて法許可又は届出に移行しました。

- ※1 見直し後の許可業種「飲食店営業」
- ※2 届出施設に移行
- ※3 見直し後の許可業種「乳処理業」「乳製品製造業」又は「清涼飲料水製造業」
- ※4 見直し後の許可業種「菓子製造業」
- ※5 見直し後の許可業種「水産製品製造業（新設）」
- ※6 届出施設に移行
- ※7 見直し後の許可業種「食用油脂製造業」
- ※8 醤油製造業と統合し、見直し後の許可業種「みそ又はしょうゆ製造業」
- ※9 みそ製造業と統合し、見直し後の許可業種「みそ又はしょうゆ製造業」
- ※10 見直し後の許可業種「麺類製造業」
- ※11 見直し後の許可業種「冷凍食品製造業（再編）」又は届出施設に移行
- ※12 見直し後の許可業種「密封包装食品製造業（再編）」又は届出施設に移行
- ※13 見直し後の許可業種「密封包装食品製造業（再編）」又は届出施設に移行

3 令和6年度上半期 食中毒発生状況

年 度	発生年月日 (※)	患者数	原因食品	原因物質	原因施設	行政処分
R 6 年度 上半期	R6. 4. 3	1 人	不明	アニサキス	不明	
R 6 年度 上半期	R6. 4. 28	1 人	イナダ刺身	アニサキス	魚介類 販売店	
R 6 年度 上半期	R6. 6. 6	125名	寮で提供された食事	ウエルシュ菌	寮の施設	営業停止 2 日間
R 6 年度 上半期	R6. 6. 27	2 人	ユウガオの汁物 (推定)	ククルビタシン類 (推定)	家庭	
R 6 年度 上半期	R6. 7. 21	1 人	ドクツルタケ コテングタケモドキ (推定)	植物性自然毒	家庭	
合 計	5 件	130人				

※初発患者が発病した年月日

4 令和6年度上半期 不良食品発生状況（受付件数と指導内訳）

原 因	原因施設所在地	食品分類											合 計	発見者			行政処分		指導			申立書
		菓	漬	清	そ	食	み	大	生	果	乳	そ		食	消	他	廃	回	始	説	そ	
		子	物	涼	う	肉		豆	め	実・果	類	他		品	費	機	棄	収	末	諭	他	
異 物 混 入	管内	1					2	1				1	5		5				1		4	5
	管外																					
不 潔 ・ カ ビ	管内																					
	管外																					
指 定 外 物 添 加	管内																					
	管外																					
規 格 ・ 基 準	管内											1	1	1							1	
	管外																					
表 示	管内																					
	管外																					
そ の 他	管内																					
	管外																					
合 計	管内	1					2	1				2	6	1	5				1		5	5
	管外																					

過去5年間管内施設不良食品指導件数の推移

原 因	2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度 上半期
異物混入			1		1
不潔・カビ	1	1			
指定外添加物					
規格基準		1	1	1	
表示違反	1			5	
その他					
合 計	2	2	2	6	1

5 令和6年度上半期 食品衛生教育実施状況

対象者区分	回数	受講者数
営業者	36	1,342
消費者	2	56
計	38	1,398

6 令和6年度上半期 リスクコミュニケーション事業実施状況

名 称	開催日	内容・参加者等
親子で体験！食中毒予防教室	令和6年8月7日	■内 容 1 家庭でできる食中毒予防について(講義) 2 手洗いチェッカーによる手洗い診断(講義+実技) 3 調理器具などのふき取り検査、食品検査(実技) ■参加者 11名(5組の親子)